

第17回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年8月12日(木)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市自治基本条例素案について

議題2 その他

■(仮称)江南市自治基本条例素案について

会長より、最終案に近づき、市民に公表する段階にきている。きょうは基本的なところの確認をし、解説も含めて検討したいとの説明がされた。

◆前文

- 前文について、前段はよいと思う。中段、「先人が切り開いた」と過去形になっているが、「先人が切り開いてきた」の進行形の方が今につながるのではないか。また、「市民文化の継承・発展」を「生活と文化の継承・発展」と切り離す。その次の文章、「今後は」はこれまでと切れる感じがあるので、「これからも」としてはどうか。後段、文章に主語がないので、「私たち江南市民は」と主語をはっきりさせ、「私たち江南市民は、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民一人ひとりの思いを活かした市民自治によるまちづくりの推進を目指し、そのために必要な基本的な理念とルールを確認し、共有するために、ここに『市民自治によるまちづくり基本条例』を制定します。」としてはどうか。
- 「生活と文化」というのは住みやすい暮らしやすい江南ということで、修正案でよいと思う。ここは「まちづくりと市政」に分けた方が市民にはわかりやすい。
- 市民文化ではなく、郷土文化とか、郷土に根ざした文化にした方がいい。
- ほかの市から移ってきた人にとって、郷土というと、自分はここで育ってきていないという感じがしないか。
- 江南市民にとっては、前からいる人には郷土であって、あとから来た人には生活の基盤の場所である。郷土というと、特定の人たちがメインになってくる感じがする。
- 郷土は、そんなに狭い範囲ではない。今、私が住んでいるところという意味。
- 私も、江戸時代から始まっている木曽川の忠平猿尾の歴史的なものを継承してきて、それを発展的に今、活動している。
- 「先人が切り開いてきた貴重な郷土の歴史」にしてはどうか。
- グローバルゼーションという言葉は、万人に理解されるかとの疑問がある。
- グローバルゼーションは、テレビで毎日使われている。世界の中の日本じゃないと、日本は成り立っていかない。これは特に、出しておくべきだと思う。
- グローバルゼーションは、国を超えていること。普通は、地球的規模で社会のすべての国々や地域を一つに巻き込んでいく流れという説明的にはなる。
- 「グローバルゼーション」は理解しづらい。

- 戦略計画の中でも、このグローバリゼーションという言葉は使っている。なぜ今、地方自治、分権がこんなに言われているのか。そこのところをわかってもらおうというポイントがある。
- 戦略計画の注釈は「経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き」となっている。
- 江南市戦略計画に基づいてとしているが、他の条例でいくと市民憲章があって条例があるという形がある。戦略計画が先か、基本条例が先か、疑問がある。
- 「戦略計画」は入れなくてもいいが、今の時点でこの条例をつくることは、市民にとってこういう意味があるのかという、動機付け、課題意識をはっきりさせるためにということであえて入れている。この条例をつくって何をやるんだというときの、目標があった方がいい。
- 後段の「まちづくりや市政」について、まちづくりの定義も市政の定義も、関連が見えない。前文では、「まちづくりや市政」でも定義とは抵触しないという感じがする。
- 市民がこの条例を読んだときに、まちづくりと市政を同列と考えるのではないか。まちづくりと市政という、別々のものがあって、その二つが市民参加のもとに行われるというような解釈になる懸念がある。

◆第1章 総則

◆第1条 目的

- 条例名が「市民自治によるまちづくり条例」に変更されているので、「市民自治によるまちづくりに関する基本原則」に変えている。また、市政運営の原則を規定していたが、市政運営については、行政評価、財政運営のことも入れて、「市政運営のあり方を規定し」とした。

◆第2条 条例の位置づけ

- 「本市の市民自治によるまちづくりに関する」とした方がいいのではないか。
- この意思の表明は弱すぎる。ここは、「市政に関する基本的事項を定める条例であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、その趣旨を最大限尊重し、整合性を図るものとします」と具体的にする。
- 規範にしたいある程度の趣旨が活動、行動にできるように、総合計画その他のまちづくりに関する計画との整合性を保障する。条例を変える場合は、この基本条例を最高規範に近い重みのある位置づけにしてほしい。
- 基本条例も、法的には他の条例と同じ条例であるという扱い。ただ、趣旨としては、最大限尊重するという決意表明が大事。最大限尊重するということから、「最も基本的」という表現を使った。
- 今後、条例、規則の制定・改廃の際は、この基本条例を基本的な事項として、整合性を図るというような規定であれば、非常に重要な、基本的な条例だということが理解されやすい。

- 今後、例えば、住民投票条例を制定するような動きがあった場合、条例の制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るということがあると、第6条の年齢、性別、国籍などにかかわらずということと整合性を持たせようということになり、住民投票条例の議論にしぼりがかかってしまうのではないか。そういう懸念から、最大限尊重するという表現にした。
- 目的で、はっきり基本原則となっているので、位置づけは最大限尊重するということがいい。
- 今後、情勢が変わってくれば、条例自身も変わってくるので幅があった方がいい。
- 考え方の基本は、これが一番基本的なルール。そのときそのときで、最大限整合性を図る。ここが、自治基本条例の一番コアなところ。具体的に書いた方がいい。
- 最大限尊重ということは、どこまでを指しているかは、はっきりしないところがある。最高という意味が、他の条例との関係を意識しているなら、この解説にあるように、他の条例等の制定、改廃の際にはと付け加える。第2条は意思の表明であり、その趣旨は他の条例等の制定、改廃の際には最大限尊重されなければなりませんと入れれば、条例間の関係はわかる。
- 解説に書いてある文を条文にする。罰則もない条例となると、弱い条例。それをいかに、市民に自分たちのまちづくりするのかを理解してもらうために、認識してもらうためにきちっとしておいた方がいい。
- 既に多くの条例がある中、こういう条例を新たにつくるというのが今回の趣旨で、過去の条例までに拘束は及ばない。今度こういう条例をつくったときに、矛盾する場合もあるだろうが、条例制定や、既にある条例の改正の場合は、基本条例を尊重することを伝える。これ自身が拘束的なものになると、住民投票条例のときに、これを楯にして、外国人を入れるべきだという人が出てきた場合に、これが不完全な条例だったということにならないように。
- 第24条では、「別に条例で定めます」と書いてある。条例を尊重しながら。国籍等は別の条例で大いに考えてもらい、決めればいい。
- 労働人口の減少から外国人に頼らなきゃいけない問題と、同時にその人たちの社会保障的な問題も出てくるので、もっと流動的にとらえておかないといけない。
- あいまいなところが残るが、遠くないところで、別の条例と抵触する可能性があるとするれば、そのときに、この条例が否定されるような議論になるよりは、こちらを柔軟に対応できるようにしておく。
- 自治イコール自助。地域をつくるのに、地域の人が地域づくりをしようと思わないのに、共助も、公助もできない。すばらしい条例をつくった市町もあるが、誰かが引っぱってきたものは、結局うまくはいかない。どうやって、みんなのものにしていくか。これから私たちが、取り組まなければならない一番の課題である。

◆第3条 定義

- 主な変更点は、第4号の執行機関。「市の執行機関」としていたが、自治法では、「執行機関」という言葉で出てくるので「市の」を削った。第6号、まちづくり組織の

中で、自治法に書いてある「地縁による団体」を使った。第7号、これは新たに加えた。市民自治によるまちづくり基本条例の中において、市政を定義しておく必要があると判断をした。8号、「参加」の前に「市民」を入れ「市民参加」とした。9号、協働については、「市民、事業者等及び市が」と明確にした。10号、「自治」の前に「市民」を入れ、「市民自治」とした。

- 7号で市政を「行政の運営及び議会の活動をいいます」と定義しており、行政と議会の両方の活動になって、市民が抜けている。ここは、市民がまちづくりを担うと解釈すれば、「まちづくりと市政」とした方がよい。
- 10号の定義はそもそも必要か。8号とどう違うのか。
- 8号の市民参加は、市民がまちづくりに関する施策等に立案、実施、評価のそれぞれの過程より自主的に加わり行動すること。この動きの状態をいっている。
- まちづくりは、江南市域内における公共的な活動、すべてを指してまちづくり。市政は、まちづくりのうち、議会、市長等が行うものということで、まちづくりと市政の定義、違いを混同しない方がいい。
- 自治の中にまちづくりがある。自治基本条例の中には、まちづくりも含まれていると考えていた。
- まちづくりというのは、一番広い範囲。市政はその一部。まちづくりは公益的な、みんなでやりましょうということで、課題がいっぱいあって、その中に市政も入る。誤解を招かないためには、5号で「取組や事業（市政を含む）」としておく。市民自治という力をもってまちづくりを進めていく。今までは、まちづくりは行政の手にあったが、今回の条例は、市民自治という市民が中心になって、それをもってまちづくりを進めていくという趣旨の条例。
- 5号で、まちづくりの中に市政も入ることを明示する。それから、10号で、市民自治とは何かということ定義する。市民が市政に参加し、責任に基づいてまちづくりが行われることにしておけば、市民自治を頭に付けた意味がわかる。
- 市民が主体的に自らの意思と責任に基づいてまちづくりに参加し、行動することをいいます、とすれば自治が活きる。
- 「市政が行われることのほか、地域の公益的活動に自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます」という修正案を出したが、むしろカットされた。
- 今までもまちづくりはなされていた。今回は、市民自治を中心してやりましょう。今までのまちづくりは狭かったし、行政主導型だったが、今後は市民自治の主導型でいきたいと思います。そのためには市民がちょっとがんばらなきゃいけないねっていうのがこの条例。
- 10号は、「自主的に自らの意思と責任に基づいて、まちづくりに参加し、行動することをいいます」でいいのでは。
- 8号の市民参加と重複しないか。
- 8号を市政参加といえれば明確になる。
- 10号はまちづくり全体に係る市民自治という原理を、8号は、その中でも特に市政に参加するところの権限をいう。まちづくりは市政を含むが、市政は市政としての

分野。その市政自体をどうするかは、それとしてある。

- 8号の定義は、4条と整合させるため、市民がまちづくりと市政に関する施策等に、ということを含め、4条とはつながる。5号では、取組や事業（市政を含む）といえます。重なるが、強くいうときは、まちづくりと市政を分ける。
- 8号と10号の違いはどうなるのか。同じようは表現。
- 8号は手段的なプロセス。10号は自治の原理。
- まちづくりという大きな目的があって、そこに市政がある。税金を使ったのが市政。税金を使わない領域もまちづくりである。
- 第2章を「市民自治によるまちづくりの基本原則」としながら、4条では「市民参加」といっている。「市民自治の原則」といえば、これで通じる。
- 市民自治の原則ということで、市民自治のもとに行われるという形で直す。

◆第2章 市民自治によるまちづくりの基本原則

◆第4条 市民参加の原則

- 第4条は、先ほど議論したように、見出しを「市民参加の原則」を「市民自治の原則」とし、「まちづくり及び市政は、市民自治のもとに行われます」と変える。ただ、市政はまちづくりの一環であり、「及び市政」という言葉は不要かと思う。
- 明確だ。

◆第5条 協働の原則

- 第5条は前と変わっていない。
- 協働の原則は、多分、自主性、対等性、相互理解、目的の共有化をいう。この場合は「協働によるまちづくりの原則」とすべきではないか。
- あくまで市民によるまちづくりの原則の中に協働があると理解してほしい。

◆第6条 平等の原則

- 第6条は言いまわしを簡単にした。前は、「市民の市政やまちづくりへの参加に当たっては、年齢、性、国籍などにかかわらず」を「市民は、まちづくり及び市政に、年齢、性別、国籍などにかかわらず」とした。第4条で、「及び市政」を削除したので、こちらも同じようにカットすべきと考える。
- 今後のこともいろいろ考え、「年齢、性別など」にしたい。
- 市民満足度調査では、外国人との共生について、関心があるとの回答は全体の1%を切っている。ここには、「国籍」を残してほしい。外国人もみんな市民だという考え方だと思うし、今の現実を考えると、入れておかないと、次のステップが難しい。
- 定義されている市民は、住民登録をしている日本人、外国人登録をしている在住外国人、両方含まれている。まちづくり組織の活動への参加の方で、子どものまちづくりへの参加とか多文化共生の配慮があることから、「国籍」というのは、平等の原則の中に入れておくべきと、検討はされている。

- 年齢、性別、国籍などにかかわらず、平等に参加する権利ということであれば、住民投票条例をつくる場合にも、こういう考え方でいくべきではないかというように、住民投票条例の議論の足かせになってしまうのではないかと思う。住民投票条例にかかわるから「国籍」を除くということであれば、「年齢」を除かなければならないという議論にまで発展してしまう。住民投票条例を制定する場合は、そのときの社会情勢とか環境の変化に対応した議論をするということ、ここの第6条にとらわれない議論をするということ、解説の中で明記しておけば、そういう懸念はなくなるのではと思う。
- 広い意味でのまちづくりの原則とすれば、これははずせない。この場合、心配もされるので、それは解説でちょっとふれながら、原則は活かす。

◆第7条 情報共有の原則

- 条文中、「及び市政」は削除する。

◆第3章 市民、事業者等の権利・責務

◆第8条 市民の権利

- 第8条は変わっていない。

◆第9条 市民の責務

- 「自治」の前に「市民」を入れた。
- 「政策形成等の過程や」が要るのか。削除した方がすっきりする。
- 「政策形成等の過程や」を整理してもいいと思う。

◆第10条 事業者等の役割

- 第10条は変わっていない。

◆第4章 協働によるまちづくりの推進

◆第11条 市民のまちづくり組織の活動への参加

- 第1項は変わっていない。第2項は、旧の第16条から持ってきた。
- 第1項、協力して行動するものとしますとなると、非常に強制的なニュアンスが出てくる。「努めるものとします」の方がいいのでは。
- 原理的には、強制する意図は含んでいないから、この表現でも支障ない。
- 健康上の理由で出られない人もいるが、周囲は認めてくれる。強制とは言わないが、地域が理解できる範囲で、皆さんが行動を見守っているということは、心しなければいけない。今のままの表現でいい。
- 1項は「努めるものとします」とする。2項は、まちづくり活動に参加した市民及び事業者等は、交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに協力して行動するものとしますと1項を二つに分ける。今の2項を3項にする。
- 第1項の「交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決」は必要か。

- 「自主的に参加」は自助。「相互に助け合う」のは共助。1が自助で、2が共助。3の公助は市がやるので、ここでは関係ないので、一応分けて、明確にしておく。
- 1項は、市民及び事業者等は、まちづくり組織が行う、まちづくりのための活動に、自主的に参加するよう努めます。2項は、市民及び事業者等は、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力します。
- 「行動」は入れた方がいい。協力は頭で考えて。手が出る、足が出るというのが行動。
- 地域課題の解決が一番大きな問題。地域課題の解決などに向けて、交流しながら、相互に助け合うというふうに、逆にもっていったらどうか。
- 市民及び事業者等は、地域課題の解決などに向けて、交流しながら、相互に助け合うとともに協力して行動します、にする。

◆第12条 地域の自治力の向上

- 「区・町内会」を「地縁による団体」にした。また「まちづくりの活動が行われるよう」を入れた。

◆第13条 まちづくり組織の運営

- 第13条は変更ない。
- 組織運営の「組織」は要るか。
- 削除する。

◆第14条 まちづくり組織への執行機関の支援

- 第14条も変更ない。

◆第5章 議会・議員・市長及び執行機関・市職員

◆第15条 議会の役割

◆第16条 議員の責務

- 第5章は、旧の第6章で、章題も変更した。第15条及び16条は、議会の特別委員会で整理された内容をそのままにした。ただ、言葉の使い方として、市政の前に「執行機関が行う」を入れた。
- 広く市民の声を聞き、地域の声をいかに政策形成及び議会運営に反映させてくれるのかということがほしい。地域の人々の思いを政策や議会に反映するかが大きなポイント。
- 議会の役割ははっきり書かれているし、議会の中の議員ということだから、15条でもその辺は書かれている。
- 議会は議員で構成されているので、強いて上げなくてもいいと思う。
- 議案が山ほどあって、事前に調整されて、重要なものから取り上げていくので、地元の問題が必ずしも議案になるとは限らない。
- 議員は江南市全域を考えた施策をやらなきゃいけない時代だが、やはり地域の皆さ

んの声、いかに拾うかというのが大切。それが江南市全体をよくする施策のもとになる。

○第16条、「自らの役割と責務を認識し」があり、議会と議員は変わらない。含まれていると思う。

◆第17条 市長及び執行機関の責務

○「市民主体の自治」を「市民自治によるまちづくり」とした。旧の第3項が第2項に繰り上がっている。「政策」の前に「基本的な」を入れた。「市民及び事業者等に」の次に、「適切な時期」を入れた。

◆第18条 市職員の責務

○第18条も変わっていない。

◆第6章 市政運営

◆第19条 市民の意思の反映

○章題の「市政運営の原則」を「市政運営」とした。事前配付資料では、条文中、「第9条」となっているが「第8条」に訂正をお願いします。

◆第20条 まちづくりに関する情報の公開

○題名と第1項中の「及び市政」を整理します。

◆第21条 個人情報の保護

○第21条は変わっていない。

◆第22条 行政評価

○第22条は、旧の第8章からきた。内容は変更ない。

◆第23条 財政運営

○第1項の語尾を表現が弱いとの指摘があったので、「確立を目指します」を「確立を図ります」に変えた。

○「環境の変化」。ここは「環境」でいいのか。

○この環境は自然環境も含まれるかもしれないが、いろんな社会環境とか。自然環境だけでない。

○財政の場合はそういう、もろもろの社会情勢の変化を環境をという表現を使うのか。

○「社会情勢」の方がいいかもしれない。

○誤解されかねないので、検討する。

◆第7章 住民投票制度

◆第24条 住民投票制度

- 「市民の意思を市政に反映するため」を「広く市民の意思を確認するため」とした。また、旧の2項及び3項は削除した。旧の第4項が、「市は、住民投票の結果を尊重します」として第2項になった。前は、「市民、議会及び市長」としていたが、議会と市長が特に住民投票の結果を尊重することが必要であるということで、執行機関も含め、「市」に変えた。旧の5項が3項となった。今後、政府の地域主権、地方自治の状況を注視しながら、条例を定めていく形になるかと思う。
- 1項で、広く市民というと、通勤、通学者も含むということになるが、その辺は漠然ということか。
- 「住民」に置きかえた方がいいかもしれないが。
- 問題点は広く市民に示し、実際に確認するのは住民。これでいい。住民とすると、住民登録していない人は関係なくなってしまう。

◆第8章 国や他の自治体との連携

◆第25条 国や他の自治体との連携

- 事前配付資料には間に合わなかったが、「他の自治体」の前に「国や」を入れる。
- 大規模災害のときと同じように、近隣市町村との経済活動を含めた連携を考えてもいいのではないか。江南市の活性化を考えたとき、広域事務処理にまちの活性化における経済的な協働活動もここに入れた方がいい。
- 確かに必要で、実際、広域の活性化や地域づくりが行われているが、それは「共通する地域課題」の中に含まれている。
- いろいろ出てくる。必要なら解説に入れる。

◆第9章 条例内容の検証

◆第26条 条例内容の検証

- 「一定期間後」を「必要に応じて」とした。市民参加のもとということだけでなく、具体的な組織の設置を規定すべきとの意見があり、「市民参加のもとに、この条例と社会情勢の適合性などの検証をするための組織を設置」を記述した。2項では、その結果、必要があると認めるときは、条例の改正その他適切な措置を講じると明確にした。
- 「必要があると認めるとき」が一番不確定。ある程度、期限を切って、3年とか5年で切って、市民の声を聞いたりするという規定がほしい。
- 具体的な条例ならそういうこともできるが、これ基本的な理念条例になるから、必要が生じないということもあるので、そういうことは規定できないと思う。
- 規定している条例もある。例えば、札幌市は5年を越えない期間ごとに、市民の意見を聞いた上で、条例の見直しをすとはっきり書いている。
- 前文には、戦略計画に基づいてという言葉があり、戦略計画の計画期間が10年であるので、その前には見直す必要がある。何年がいいかはいろいろ議論が出てくるので、ここでは、あえて何年とは入れていない。

■その他

○第 18 回の検討委員会を 8 月 25 日、午後 3 時から開催していくこととされた。